

# 技術情報に係る営業秘密に対する秘密管理性の認定について

会員 石本 貴幸

## 要 約

近年、国内の特許出願件数は減少傾向にあり、特許出願されていない技術の一部は営業秘密として管理されていると思われる。また、不正競争防止法の改正により、営業秘密の漏えいに対する刑事罰が強化されているものの、営業秘密に対する理解は企業やその従業員にとって未だ十分でないと思われる。情報が営業秘密として認められるためには、秘密管理性、有用性、及び非公知性の3要件が満たされる必要があるが、このうち、訴訟等で特に問題となる要件は、秘密管理性であることはよく知られている。そこで、本稿では技術情報に係る営業秘密に対する秘密管理性の認定として、秘密管理しているとの明示が無かったものの秘密管理性が認められた判例や、秘密管理性が認められなかった判例のうち特徴的なものを紹介する。

## 目次

- はじめに
- 不正競争防止法における営業秘密に関する規定の変遷
- 営業秘密とする情報の特定
- 秘密管理性について
  - 秘密管理性の認定要件
  - 秘密管理性が認められた事例
  - 秘密管理性が認められなかった事例
- おわりに

件数はピーク時の実に73%程度まで減少したことになる。一方、企業の研究開発費の総額は、リーマンショック後の2009年に減少したものの、その後回復し、2014年にはリーマンショック前の2008年を若干超えるまでになっている。このように近年は、企業の研究開発費の推移とは逆行するように特許出願件数が減少している。

特許出願件数の減少の理由としては、予算の削減が主たる理由とも考えられるが、特許出願する技術の選別や技術の秘匿化等を企業が積極的に行っていることも考えられる。特許出願する技術の選別とは、企業が新規性及び進歩性の判断を出願前に積極的に行い特許出願しないという選択を行うことであり、技術の秘匿化は、特許出願に伴う技術の公開を回避するために秘匿化することである。このように特許出願されなかつ

## 1. はじめに

図1は、特許庁から発表されている日本国内における特許出願件数と経済産業省から発表されている企業の研究開発費の推移である。特許出願件数は、2001年の約44万件をピークに下降し続け、2016年には約32万件にまで減少している。すなわち、国内の特許出願

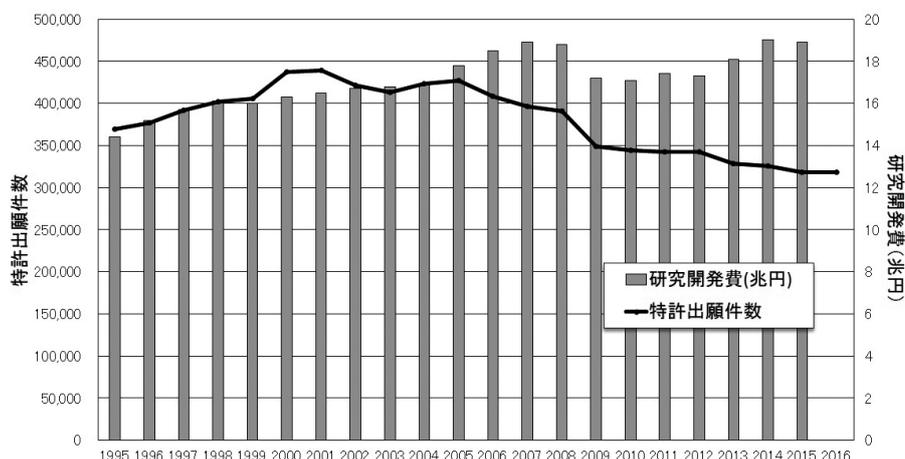


図1 特許出願件数と研究開発費の推移

た技術は、企業において秘密管理されるべきものと考えられる。

さらに、近年、転職等による人材の流動化や複数企業又は産学での共同研究開発が促進されており、転職者や共同研究開発による意図しない自社技術の流出リスク及び他社技術の流入リスクが高まっている。このため企業は、自社の技術流出、他社の技術流入の可能性を考慮した秘密管理が求められている。

また、営業秘密に関する海外の動向や国内外の裁判例等を踏まえて、平成 27 年 1 月には営業秘密管理指針が全部改訂されている。さらに、不正競争防止法は平成 27 年に営業秘密の保護強化のために主に刑事罰に関する規定が改正がされている。

## 2. 不正競争防止法における営業秘密に関する規定の変遷

営業秘密に係る不正行為については、平成 2 年法改正により初めて民事的保護が規定された。その後、平成 5 年のひらがな化等を経て、平成 15 年法改正によって営業秘密の刑事的保護が規定され、平成 17 年法改正によって営業秘密の刑事的保護が強化された。さらに、平成 18 年法改正によって、営業秘密及び秘密保持命令違反罪に係わる刑罰が引き上げられ、平成 21 年法改正によって、営業秘密侵害罪における処罰対象範囲の拡大等の改正がされた。そして、平成 23 年法改正によって、営業秘密内容保護のための刑事訴訟手続の整備、技術的制限手段に係る規律強化がなされ、平成 27 年法改正によって営業秘密の保護強化がなされた。

このように、営業秘密は、民事的な保護が不正競争防止法において平成 2 年に規定され、刑事的保護に至っては平成 15 年法改正によって初めて規定されているように、特許権等の他の知的財産権に関する規定に比べて、近年になってようやく保護規定が整備され始めた。なお、平成 15 年の法改正前は、営業秘密それ自体を直接保護する刑事規定は存在しておらず、営業秘密の不正取得及び開示等については、窃盗・業務上横領・背任等の規定が適用されていた。

このように近年になって不正競争防止法において営業秘密に関する保護規定が整備されたため、営業秘密に対する理解も十分ではなく、営業秘密の不正取得やその開示行為等については民事的又は刑事的な責任を問われるものとして認識していない者も少なからず存

在していると思われる。また、民事裁判の数もさほど多くはなく、判例研究も十分ではないと思われる。

## 3. 営業秘密とする情報の特定

営業秘密は、不正競争防止法第 2 条第 6 項において「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」と規定されている。

すなわち、営業秘密は、下記 3 つの要件を満たす必要がある。

- ①秘密として管理されている（秘密管理性）
- ②生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報（有用性）
- ③公然と知られていない（非公知性）

営業秘密の 3 要件を満たす前提として、営業秘密とする情報、すなわち「技術上又は営業上の情報」が特定されなければならない。ところが、民事訴訟において営業秘密の特定がなされていないために、原告の請求が棄却された例が多々ある。

営業秘密が特定されていないとして原告の請求が棄却された事例は多々あるが、例えば、印章自動製作販売装置事件（東京地裁平成 28 年 6 月 30 日判決）では、原告は「原告製品のソフトウェア部分（・・・）、ハードウェア部分（・・・）、設計書等（・・・）（以下「本件秘密情報 2」と総称する。）についても、原告の営業秘密に該当する。」と主張したが、裁判所は「上記設計書等を除き、営業秘密であるとされる部分が何ら具体的に特定されていないため、その営業秘密該当性を判断することすらできず、上記主張も採用できない。」と判断し、これについて秘密管理性、有用性、非公知性の判断をすることなく棄却している。

このように、営業秘密が特定されないまま裁判に臨むと、当然ではあるが、秘密管理性、有用性、非公知性の判断ができないため、これらの議論に至ることなく原告の請求は棄却される。

ここで、「技術上の情報」（以下「技術情報」という。）は、例えば、生産方法、設計図、実験データ等であり、「営業上の情報」（以下「営業情報」という。）は、顧客名簿、販売マニュアル、仕入れ先リスト等であるが、技術情報と営業情報とが混在した情報も存在するであろう。このように、営業秘密として保護される対象、すなわち営業秘密となり得る「技術上又は営業上の情

報」には、様々な情報が含まれると解される。

なお、例えば、技術者が雇用中に習得したものの、他の企業に勤務していても得られたであろう一般的知識や技能は、従業員の職業選択の自由を不当に制限することにもなり得ることから営業秘密とはなり得ない。

また、営業秘密は、必ずしもデジタルデータや紙媒体である必要はなく、これら以外でも営業秘密として認められ得る。例えば、生産菌製造ノウハウ事件（東京地裁平成22年4月28日判決）では、コエンザイムQ10の生産菌を営業秘密として認めている。また、婦人靴木型事件（東京地裁平成29年2月9日判決）では、婦人靴の木型そのものを営業秘密として認めている。これらの判決のように、営業秘密は、要件を満たしていれば、デジタルデータや紙媒体以外だけでなく“物”でも認められ得る。

なお、営業情報は、デジタルデータや紙媒体が営業秘密となる場合が多いと思われるが、技術情報は、生産物や構造物等のデジタルデータや紙媒体以外の物が営業秘密となる場合も多いであろう。このため、各企業は、営業秘密とするべき対象を精査する必要がある。

#### 4. 秘密管理性について

秘密管理性、有用性、及び非公知性の3要件のうち、訴訟等で特に問題となる要件は秘密管理性であることはよく知られている。特に、技術情報に関しては、例えば、企業の営業活動や共同研究開発等において第三者に当該技術情報を公開する可能性が営業情報に比べて高く、裁判所は技術情報に特有の秘密管理性の判断も行う場合もあると思われる。

そこで本章では、秘密管理性の定義について平成27年に全部改訂された営業秘密管理指針の内容を紹介すると共に、主に技術情報に関して秘密管理性が認められた判例、認められなかった判例のうち特徴的なものを紹介する。

##### (1) 秘密管理性の認定要件

まず、営業秘密管理指針では、秘密管理措置の程度として「秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業の秘密管理意思が秘密管理措置によって従業員等に対して明確に示され、当該秘密管理意思に対する従業員等の認識可能性が確保される必要があ

る。具体的に必要な秘密管理措置の内容・程度は、企業の規模、業態、従業員の職務、情報の性質その他の事情の如何によって異なるものであり、企業における営業秘密の管理単位における従業員がそれを一般的に、かつ容易に認識できる程度のものである必要がある。」としている。

また、営業秘密管理指針では「秘密管理性要件が満たされるためには、営業秘密保有企業が当該情報を秘密であると単に主観的に認識しているだけでは不十分である。すなわち、営業秘密保有企業の秘密管理意思（特定の情報を秘密として管理しようとする意思）が、具体的状況に応じた経済合理的な秘密管理措置によって、従業員に明確に示され、結果として、従業員が当該秘密管理意思を容易に認識できる（換言すれば、認識可能性が確保される）必要がある。取引相手先に対する秘密管理意思の明示についても、基本的には、対従業員と同様に考えることができる。」としている。

また、機密保持義務違反事件（東京地裁平成27年3月27日判決）においても「営業秘密における秘密管理性とは、情報・秘密へのアクセスの人的・物理的制限（アクセスの管理）、情報・秘密の区分・特定・表示（秘密の客観的認識可能性）、これらの管理を機能させるための組織の整備（組織的管理）の諸点を総合して判断すべきものである」とされている。

このように、営業秘密保有企業の秘密管理意思を従業員等に認識可能なように、営業秘密として保護される情報を管理しなければならない。この理由は、当該営業秘密の取得や使用、開示を行おうとする者にとって当該行為が損害賠償や差し止め等の対象となるかどうかの予見を可能にさせるためである。すなわち、当該予見可能性がない情報の使用や第三者への開示等を不法行為とすることは、当該行為を行った者に対して不合理であると考えられるため、このような情報は営業秘密として認められないと考えられる。

また、秘密管理性が認められるためには、秘密管理措置の内容・程度は企業の規模等の事情によって異なるもので良く、従業員等がその情報が営業秘密であると認識できる態様で管理されていればよいと解され、例えば、デジタルデータに対してアクセス制限がされていることや、秘密管理の表示がされていることをもって秘密管理性を認めるといった具体的な要件は営業秘密管理指針では規定されておらず、アクセス制限や秘密管理の表示等は、秘密管理性の有無を判断する

重要なファクターであるが、それぞれ別個独立した要件ではなく、「認識可能性」を担保する1つの手段とされている。さらに、大企業において秘密管理措置として高度なファイアウォールを構築し、ウイルス対策ソフトの導入、さらにアクセス制限及びアクセス管理を行っているからといって、それと同様の措置が中小企業等にまで要求されるものでもない。

さらに、秘密管理措置として重要と思われることは、秘密管理措置を形骸化させないことである。この点に関して、営業秘密管理指針にも「ただし、「職務上知り得た情報全て」「事務所内の資料全て」といった形で秘密表示等を行っているにもかかわらず、情報の内容から当然に一般情報であると従業員が認識する情報が著しく多く含まれる場合には、下記留意事項に記載した「秘密管理措置の形骸化」と評価されることもありうる。」や「情報に対する秘密管理措置がその実効性を失い「形骸化」したともいえる状況で、従業員が企業の秘密管理意思を認識できない場合は、適切な秘密管理措置とはいえない。」とのように記載されている。

すなわち、明らかに有用性又は非公知性のない情報に対して、常日頃から企業が秘密管理意思を示すような表記を行っている場合にも秘密管理措置が形骸化していると判断される可能性もあり得るだろう。その結果、企業が真に秘密としたい情報に対してまで、不法行為に対する予見可能性が失われているとされ、その営業秘密性が否定される可能性も生じ得るとと思われる。

## (2) 秘密管理性が認められた事例

以下に裁判において秘密管理性が認められた事例のうち、特徴的なものを挙げる。

### ①セラミックコンデンサー事件（大阪地裁平成15年2月27日判決）

本判決は、小規模の企業において秘密管理性が認められた例であり、営業秘密とする情報を秘密管理しているとの明示が無かった事例である。

本判決によると、裁判所は次のように認定し、秘密管理性を認めている。「ところで、不正競争防止法2条4項所定の秘密管理性の要件を充足するためには、当該情報にアクセスした者に当該情報が営業秘密であることを認識できるようにしていること、当該情報に

アクセスできる者が制限されていることなどが必要であり、要求される情報管理の程度や態様は、秘密として管理される情報の性質、保有形態、企業の規模等に応じて決せられるものというべきである。本件電子データについては、上記のとおり、設計担当の従業員のみがアクセスしており、設計業務には、社内だけで接続されたコンピュータが使用され、設計業務に必要な範囲内でのみ本件電子データにアクセスし、その時々に必要な電子データのみを取り出して設計業務が行われていた。また、本件電子データのバックアップ作業は、特定の責任者だけに許可されており、バックアップ作業には、特定のユーザーIDとパスワードが設定され、バックアップを取ったDATテープは、設計部門の総括責任者の机上にあるキャビネットの中に施錠して保管されていた。そして、原告の従業員は全部で10名であったから、これらの本件電子データの取扱いの態様は、従業員の全員に認識されていたものと推認される。このような事情に照らせば、本件電子データは、当該情報にアクセスできる者が制限され、アクセスした者は当該情報が営業秘密であることを認識できたということが出来る。そして、本件電子データが、原告の設計業務に使用されるものであり、設計担当者による日常的なアクセスを必要以上に制限することができない性質のものであること、本件電子データはコンピュータ内に保有されており、その内容を覚知するためには、原告社内のコンピュータを操作しなければならないこと、原告の規模等も考慮すると、本件電子データについては、不正競争防止法2条4項所定の秘密管理性の要件が充足されていたものというべきである。」（下線は筆者による。以下同じ。）とされている。

上記判決では、本件電子データが秘密管理されているデータであるということを従業員に対して明示していなくても、上記下線で示されるように、原告の従業員が10名であることを考慮すると、その取扱い態様から当該データが秘密管理されているということを従業員全員が認識していたと推認し、秘密管理性を認めている。

ここで、原告は本件電子データの秘密管理性を裁判所に認めさせるために、下記(a)～(e)の如く多くの管理手法を実施していたことを主張立証している。

(a) 本件電子データがメインコンピュータのサーバーにおいて集中して保存されていた。

(b) 従業員は、メインコンピュータと社内だけに限って LAN 接続されたコンピュータ端末機を使用し、設計業務に必要な範囲内でのみメインコンピュータのサーバーに保存されている本件電子データにアクセスし、その時々に必要な電子データのみを各コンピュータ端末機に取り出して設計業務を行っていた。

(c) 原告は、本件電子データを始めとする技術情報が外部へ漏洩するのを防止するため、メインコンピュータのサーバー及び各コンピュータ端末機を外部に接続せず、インターネット、電子メールの交換など外部との接続は、別の外部接続用コンピュータ 1 台のみを用いて行っていた。

(d) 原告においては、本件電子データのバックアップを DAT テープによって行っていたが、このバックアップ作業は、設計部門の総括責任者と営業部門の総括責任者だけに許可されており、バックアップ作業を行うに当たっては、特定のユーザー ID とパスワードをメインコンピュータに入力することが必要であった。

(e) バックアップを取った DAT テープは、設計部門の総括責任者の机上にあるキャビネットの中に施錠して保管していた。

本件では、上述のように原告会社の従業員が全部で 10 名であったことが秘密管理性の認定に大きな影響を与えていると考えられる。そして、原告は、上記 (a) ~ (e) に示すように、複数の管理体制を実施していたことを主張立証しているが、これらの管理体制のうち、何れかが行われていなくても裁判所が秘密管理性を認めたのか、原告の従業員が 20 名であったら、さらには従業員が 100 名であっても、裁判所が秘密管理性を認めたか否かは不明である。

## ②生産菌製造ノウハウ事件（東京地裁平成 22 年 4 月 28 日判決）

本事件では、被告は「コエンザイム Q10 研究者以外の原告の従業員であっても、本件生産菌 A に容易に触れる機会があり、また、本件生産菌 A が保管されている冷凍庫に内容物が秘密であることの表示がないことなどから、それが秘密であることを認識できる状況にはなく、本件生産菌 A は秘密として管理されているとはいえない」と主張した。しかしながら、裁判所は「前記ア(オ)で認定した本件生産菌 A の管理状況からすれば、大仁医薬工場の従業員以外の者が、本件

生産菌 A にアクセスすることは考え難く、他方、同工場の従業員であれば、上記のような表示の有無にかかわらず、本件生産菌 A が原告の秘密であることを認識し得たというべきである。」とのように本件生産菌 A に対する原告の秘密管理性を認めている。

この「ア(オ)で認定した本件生産菌 A の管理状況」とは以下のようなものである。

「a 本件生産菌 A の種菌は、平成 16 年 3 月までは、大仁医薬工場の品質管理棟 1 階フリーザー室にある施錠可能な冷凍庫に保管され、同年 4 月以降は、同工場の共同第 2 ビル 1 階発酵研究室実験室奥の通路及び移植室内にあるいずれも施錠可能な 2 台の冷凍庫に保管されている。

b 平成 16 年 3 月までの保管場所であった品質管理棟 1 階フリーザー室は、無菌室内にあり、同室内に入るには、専用の白衣、履き物に着替えてエアシャワーを浴びなければならないため、同室内に入室できるのは、原則として、大仁医薬工場に勤務するコエンザイム Q10 研究者に限られていた。無菌室は、同室内にコエンザイム Q10 研究者がいない場合には施錠されていた。品質管理棟の建物には、2 か所の出入口があるが、いずれも夜間は施錠されていた。品質管理棟の建物がある区域は周囲が塀で囲まれており、同区域への出入口は 1 か所のみで、その門は常時施錠され、カードキーで解錠しなければ入場できない。また、当該出入口には監視カメラが設置され、守衛室において常時監視されている。

c 平成 16 年 4 月以降の保管場所である共同第 2 ビル 1 階発酵研究室実験室奥の通路及び移植室には、発酵研究室実験室の中を通らなければ行くことができず、そこに立ち入ることができるのは、原則として、コエンザイム Q10 研究者に限られている。発酵研究室実験室の出入口は、コエンザイム Q10 研究者が退出する際に施錠されている。共同第 2 ビルの建物には、2 か所の出入口があるが、いずれも夜間は施錠されている。共同第 2 ビルの建物がある区域は周囲が塀で囲まれており、同区域への出入口は 4 か所あるが、このうち、正門を含む 2 か所は守衛が監視しており、関係者以外の者は目的と行き先をカードに記載しなければ入場できず、他の 2 か所の出入口は常時施錠されている。また、4 か所の出入口には監視カメラが設置され、守衛室において常時監視されている。

d 本件生産菌 A の種菌が保管場所の冷凍庫から持ち

出される場合の管理状況は、次のとおりである。コエンザイム Q10 研究者が、本件生産菌 A の種菌を研究のために使用する場合は、コエンザイム Q10 研究者自身が保管場所の冷凍庫から種菌を取り出して使用することとなるが、これらの研究が行われるのは、平成 16 年 3 月までは品質管理棟 1 階の研究課及び FC プラントのパイロット工場、それ以降は FC プラントのパイロット工場及び共同第 2 ビル 1 階の発酵研究室実験室であり、それ以外の場所に持ち出されることはない。コエンザイム Q10 製造を行っている原告の延岡医薬工場及び白老工場に、製造に使用するための本件生産菌 A を運び込む場合には、コエンザイム Q10 研究者自らが飛行機、電車等を利用して運搬している。また、大仁医薬工場からの種菌の持ち出し及び延岡医薬工場及び白老工場における種菌の受け入れに当たっては、チューブの本数がチェックされ、また、延岡医薬工場及び白老工場では、受け入れたコエンザイム Q10 の製造用種菌を冷凍庫に入れて施錠し、チューブの本数管理が行われる。

e 大仁医薬工場では、常時、本件生産菌 A の培養研究が行われているが、この培養液に触れることができるのは、原則としてコエンザイム Q10 研究者に限られている。研究に用いられた本件生産菌 A の培養液は、その後更に継続して研究に使用されるものを除き、殺菌して廃棄処分がされる。他方、研究のために継続して使用される培養液は、平成 16 年 3 月までは品質管理棟 1 階フリーザー室内の冷凍庫、研究課の冷蔵庫及び FC プラント 2 階のパイロット工場検査室内の冷蔵庫で保管され、同年 4 月以降は共同第 2 ビル 1 階の発酵研究室実験室内の冷凍庫及び FC プラント 2 階のパイロット工場検査室内の冷蔵庫で保管されている。FC プラントの建物には、2 か所の出入口があるが、いずれも夜間施錠されている。また、FC プラントの建物がある区域の状況は、前記 c の共同第 2 ビルの建物がある区域の状況と同様である。」

このように、本判決では「秘密であることの表示がない」状態であっても、その管理状況から「本件生産菌 A が原告の秘密であることを認識し得たというべきである。」として秘密管理性を認めている。一方で「秘密であることの表示がない」状態で管理されている情報に対して、その秘密管理性を裁判所に認めさせるためには、原告は、上述のセラミックコンデンサー事件のように様々な管理体制を主張立証している。そ

して「秘密であることの表示がない」状態において具体的にどのような管理をしていれば「秘密であることを認識し得た」状態となるかは、上記セラミックコンデンサー事件と同様に定かではない。

すなわち、秘密管理の表示がなくても、「従業員が秘密であることを認識し得た」や「全員に認識されていたものと推認される」と認められるような管理体制は如何なるものかはケースバイケースであり、現状では定型化されていないと思われる。

### ③ Full Function ソフトウェア事件（大阪地裁平成 25 年 7 月 16 日判決）

本判決は、顧客に納品済みのソフトウェアの秘密管理性を認めた事例である。

本判決では、裁判所が「原告は、原告ソフトウェアを顧客に納品する際、ソースコード、データベースともに非公開を原則とし、データベース領域のみ、秘密保持契約を前提に、開示に応じていた。また、原告ソフトウェアのバージョン 8 までは、客先で開発環境を起動する際のパスワード設定の扱いは区々であったが、バージョン 9 以降、原則として開発環境には顧客には開示しないパスワードによる起動の制御を行っていた。」と事実認定をしたうえで、「一般に、商用ソフトウェアにおいては、コンパイルした実行形式のみを配布したり、ソースコードを顧客の稼働環境に納品しても、これを開示しない措置をとったりすることが多く、原告も、少なくとも原告ソフトウェアのバージョン 9 以降について、このような措置をとっていたものと認められる。そうして、このような販売形態を取っているソフトウェアの開発においては、通常、開発者にとって、ソースコードは営業秘密に該当すると認識されていると考えられる。前記 1 に認定したところによれば、本件ソースコードの管理は必ずしも厳密であったとはいえないが、このようなソフトウェア開発に携わる者の一般的理解として、本件ソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことは当然に認識していたものと考えられるから、本件ソースコードについて、その秘密管理性を一応肯定することができる。」とのように、裁判所は本件ソースコードの秘密管理性を認めている。

本判決では、「原告は、原告ソフトウェアを顧客に納品する際、ソースコード、データベースともに非公開を原則とし、データベース領域のみ、秘密保持契約を

前提に、開示に応じていた。」と裁判所が認定しているが、原告と被告との間で秘密保持契約が結ばれていたようではなく、裁判所は、その業界における一般的理解によって、被告がソースコードを正当な理由なく第三者に開示してはならないことを認識していたと考えられることを重視し、本件ソースコードの秘密管理性を認めたと考えられる。

一方、本判決では「もっとも、肯定できる部分は、少なくともバージョン9以降のものであるところ、原告はそのような特定はしていないし、また、ソフトウェアのバージョンアップは、前のバージョンを前提にされることも多いから、厳密には、秘密管理性が維持されていなかった以前のバージョンの影響も本来考慮されなければならない。」とも述べていることから、本判決からは、過去に秘密管理されていないと認められるバージョンのソフトウェアに関する部分に対しては、バージョンアップしたソフトウェアに対して秘密管理措置を行ったとしても秘密管理性は認められないと考えられる。

なお、本判決は、本件ソースコードの秘密管理性を肯定しているものの「原告の、被告らが本件ソースコードを開示、使用して不正競争行為を行ったとする主張は、理由がない。」として原告の請求は全て棄却されている。

#### ④婦人靴木型事件（東京地裁平成29年2月9日判決）

本事件は、被告企業Aが原告から預かっていた婦人靴の木型（以下「本件オリジナル木型」という。）を同被告の社外に持ち出して、他の被告企業B等に対して不正に開示した上、同木型を不正に複製することにより得られた木型を更に改造した木型に基づいて靴の試作品を製作し、それを小売業者に開示する等した事件である。なお、原告は、取締役二名、従業員三、四名の小規模な会社である。

本判決において裁判所は、「〔1〕原告においては、従業員から、原告に関する一切の「機密」について漏洩しない旨の誓約書を徴するとともに、就業規則で「会社の営業秘密その他の機密情報を本来の目的以外に利用し、又は他に漏らし、あるいは私的に利用しないこと」や「許可なく職務以外の目的で会社の情報等を使用しないこと」を定めていたこと、〔2〕コンフォートシューズの木型を取り扱う業界においては、本件オリジナル木型及びそのマスター木型のような木型が生命

線ともいふべき重要な価値を有することが認識されており、本件オリジナル木型と同様の設計情報が化体されたマスター木型については、中田靴木型に保管されて厳重に管理されていたこと、〔3〕原告においては、通常、マスター木型や本件オリジナル木型について従業員が取り扱えないようにされていたことを指摘することができる。これらの事実を照らすと、本件設計情報については、原告の従業員は原告の秘密情報であると認識していたものであり、取引先製造受託業者もその旨認識し得たものであると認められるとともに、上記〔1〕の誓約書所定の「機密」及び就業規則所定の「営業秘密その他の機密情報」に該当するものとみられ、原告において上記〔1〕の措置がとられていたことは秘密管理措置に当たるといえる。」として本件オリジナル木型の秘密管理性を認めている。

本事件は、秘密管理性を主張するために多くの秘密管理措置を原告が主張立証した他の事件とは異なり、裁判所は、誓約書及び就業規則といった少ない秘密管理措置に基づいて本件オリジナル木型の秘密管理性を認めている。このことは、上述のセラミックコンデンサー事件や生産菌製造ノウハウ事件とは異なるとも考えられるが、原告の業務が婦人靴の製造であるように非常に限られた業務範囲であることや、原告企業が従業員三、四名の非常に小規模な企業であることも考慮に入れたうえでの裁判所の判断であったのかもしれない。すなわち、その原告の業務範囲や企業規模により誓約書及び就業規則でいうところの「機密」が何であるかを、従業員が容易に認識できていたと裁判所が判断したとも考えられる。

また、本事件は、「〔2〕コンフォートシューズの木型を取り扱う業界においては、本件オリジナル木型及びそのマスター木型のような木型が生命線ともいふべき重要な価値を有することが認識されており」と裁判所が認定しているように、業界特有の事情を考慮したうえで、秘密管理性を認めているようである。このことは、業界の一般的理解も考慮して秘密管理性を認めた上述の Full Function ソフトウェア事件と同様であると思われる。

#### （3）秘密管理性が認められなかった事例

秘密管理性が認められなかった事例は、多々あり、その理由は様々であるが、その中でも、特徴的と思われる近年の判決を紹介する。



また、本事件の一审において裁判所は「原告アルゴリズムについては、本件ハンドブックにおいて、どの部分が秘密であるかを具体的に特定しない態様で記載されていたことなどからして、営業担当者が、営業活動に際して、本件ハンドブックのどの部分の記載内容が秘密であるかを認識することが困難であったと考えられるのであって、このことからしても、秘密として管理されていたと認めることはできない。」とも判断している。

すなわち、原告アルゴリズムが記載されている本件ハンドブックに「CONFIDENTIAL」や「【社外秘】」との表記がなされているものの、本件ハンドブックに記載の画像処理パラメータを原告が公開しているがために、不法行為に対する予見可能性が失われたため、裁判所が原告アルゴリズムの秘密管理性を否定したとも考えられる。また、このように原告が自ら公開した情報（画像処理パラメータ）が含まれているにもかかわらず、本件ハンドブックに秘密管理措置を示す表記を行うことによって、秘密管理措置の形骸化をまねき、その結果、本件ハンドブックに記載の原告アルゴリズムの秘密管理性が認められなかったとも考えられる。

このことを鑑みると、本件においては、画像処理パラメータを公開した時点で、原告は本件ハンドブック全体に対する秘密管理措置を止め、原告アルゴリズムを対象とした秘密管理措置を行うべきだったと考えられる。

このように、本事件では、たとえ「CONFIDENTIAL」や「【社外秘】」とのように、一見、企業の秘密管理意思を示す表記が当該情報になされていても、当該情報の使用態様によってはその秘密管理性を認められない場合があることを示している。

### ③光配向装置事件(東京地裁平成 29 年 7 月 12 日判決)

本事件は、不競法第 2 条第 1 項第 8 号違反のみ（不競法第 2 条 1 項 7 号は争われていない）が争われた事件であり、当該情報に秘密管理意思を示す表記があるものの、その秘密管理性が認められなかった事件である。

本事件は、「CONFIDENTIAL」との記載がある本件文書を原告が台湾企業及び中国企業に対して秘密保持契約を締結して開示したにもかかわらず、別訴特許権侵害訴訟の証拠として被告が本件文書を提出したので、被告による本件文書の取得・使用は不正競争防止

法第 2 条第 1 項第 8 号違反であると主張した事件である。なお、被告がどのようにして原告の本件文章を取得したのかは明らかにされていない。

本判決では、裁判所は「(1)・・・本件文書 1 は、原告製品の製品概要、仕様等が記載された 16 丁の書面であり、また、本件文書 2 は、表紙はなく、原告製品の露光に関する内容（光源の配置、露光量に関するシミュレーション等）が記載された 4 丁の書面であって、いずれも原告が中国企業に対して原告製品を販売する目的で台湾の代理店及び中国企業に提供したものと認められる。・・・そして、被告は、原告の競合企業であり、同様の営業活動を行っていたものであるから、被告が営業活動の中で原告が営業している製品の情報を得ることは当然に考えられるのであり、その一環として、本件各文書を取得することは不自然とはいえず、被告が通常の営業活動の中で取得することは十分に考えられるものである（・・・）。(2) また、原告と被告が競業関係にあるとしても、原告が取引先との間で本件各文書に関する秘密保持契約を締結したか否か、本件各文書に記載された内容が取引先の守秘義務の対象に含まれるか否かについて、被告が直ちに認識できたとは認められないし、本件各文書の Confidential の記載をもって、直ちに契約上の守秘義務の対象文書であることが示されているものともいえない。」として、被告による不正競争防止法第 2 条第 1 項第 8 号違反を否定している。

このように、本判決は、企業が営業秘密として管理している情報であって「CONFIDENTIAL」とのように、一見その秘密管理意思を伺わせるような表記がされた情報を競合他社が取得したとしても、この競合他社は営業秘密の不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得したことは認められない場合があることを示している。

### ④二重打刻鍵事件(東京地裁平成 27 年 8 月 27 日判決)

本判決は、他の事件とは異なり、裁判における原告の手続きによって秘密管理性を認めなかった事例である。

本判決では、裁判所は原告が主張する鍵情報の秘密管理性を認めない理由の一つとして「原告が、平成 26 年 7 月 30 日に本件訴訟を提起した後、口頭弁論の終結日（平成 27 年 5 月 28 日）に至るまで、本件鍵情報と同一内容が記載された訴状別紙「営業秘密目録」記

載1につき、民事訴訟法92条1項2号に基づく閲覧等制限の申立てさえせず、その結果、約10か月間にわたって、本件鍵情報が何人も自由に閲覧できる状態に置かれていたこと（同法91条1項参照）も併せ考慮すれば、本件鍵情報に営業秘密性（非公知性、秘密管理性）があると認めることはできない。」と判断している。

このことから、原告は、営業秘密の証拠については少なくとも閲覧制限を積極的に行う等しないと、秘密管理性と共に非公知性が認められなくなる可能性があることを示している。すなわち、原告の裁判手続き如何によっては、原告が営業秘密であると主張する情報の秘密管理性が認められなくなる場合があり、そういった意味で重要な判決とも思われる。

## 5. おわりに

上述のように、セラミックコンデンサー事件や生産菌製造ノウハウ事件のように、秘密管理性が認められるためには、必ずしも「秘密であることの表示」を必要とせず、「アクセスした者が当該情報が営業秘密であることを認識できる態様」で管理されていればよいことが分かる。しかしながら「秘密であることの表示」をせずに「アクセスした者が当該情報が営業秘密であることを認識できる態様」であることを裁判所で主張するためには、原告は、秘密管理措置を行っていたことを示す多くの主張立証が必要であると思われる。このことから、近年、秘密管理性の認定要件が緩和されている傾向にあるとも思えるが、営業秘密に対しては複数の秘密管理措置を行う方が当然その秘密管理性がより認められ易くなると考えられる。

一方で、婦人靴木型事件のように、従業員に対する誓約書及び就業規則に基づいて秘密管理性を認めている場合もある。しかしながら、婦人靴木型事件の原告は、取締役二名、従業員三、四名の小規模な会社であり、かつ婦人靴を専門的に取り扱う会社である等の事情が考慮されている可能性もあり、特殊な事例であるかもしれない。

また、当該業界における「取引会社間で開示された情報を秘密とする」というような一般的理解によって秘密管理性が認められるか否かが争われた事件もいくつかある。この事件のうち Full Function ソフトウェア事件や婦人靴木型事件では、その一般的理解による

秘密管理性が認められたとも解されるが、知財高裁判決にまで至った金型技術情報事件では一般的理解による秘密管理性は認められていないと解される。このため、「取引会社間で開示された情報を秘密とする」というような一般的理解に頼って秘密管理性を主張することは十分に注意する必要があると思われる。

これらのことから、真に秘密としたい情報にはその情報を保持している企業の秘密管理意思を示す表記を明確に行うべきであろう。そして、複数の秘密管理措置を行うことが、裁判所において秘密管理性がより認められ易くなることは言うまでもない。

しかしながら、接触角計算プログラム事件や光配向装置事件のように、秘密管理意思を示す表記を明確に行ったとしても、当該情報の使用態様や第三者による当該情報の取得の態様によっては、裁判所においてその秘密管理性が否定されることになる場合があることは注意を要する。すなわち、営業秘密保有企業の秘密管理意思が容易に認識できたとしても、当該情報の使用態様が秘密管理措置に適したものでなかったり、第三者の取得ルートによっては、そのような表記があったとしても秘密管理性は認められない。

以上のように、秘密管理措置といっても様々な態様が認められており、秘密管理意思を示す表記が無くても秘密管理性が認められる場合がある一方、秘密管理意思を示す表記があっても秘密管理性が認められない場合もある。これらのことから、営業秘密保有企業は、自社に適した秘密管理措置を当該情報に行う一方で、その秘密管理措置を毀損しないように当該情報の取扱いに努める必要がある。

## (参考文献)

- (1) 経済産業省、営業秘密管理指針（全部改訂：平成27年1月28日）<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf>, 2018年1月5日
- (2) 田村義之、不正競争法概説、(2003)、有斐閣
- (3) 小野昌延・松村信夫 著、新・不正競争防止法概説（第2版）、(2015)、青林書院
- (4) 青山紘一、企業秘密事件判決の総括、(2016)、経済産業調査会
- (5) 経済産業省 知的財産政策室、逐条解説 不正競争防止法、(2016)、商事法務
- (6) TMI& 総合法律事務所 編、Q&A 営業秘密をめぐる実務論点、(2016)、中央経済社

(原稿受領 2018. 2. 6)